

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月2日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7－1332

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則 7－25）の一部を次のように改正する。

別表第7を次のように改める。

別表第7 経験年数換算表（第8条関係）

経 歴 の 種 類	職 員 の 職 務 と の 関 係	換 算 率	備 考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他の期間	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
そ の 他 の 期 間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下	
	その他のもの	5割以下	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。